

教 育 公 告

三重県教育委員会

目 次

| | | | |
|------|-----------------------------------|----------|----|
| 規則 | ○ 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 | 教職員課 | 1頁 |
| | ○ 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則 | 教育総務課 | 1頁 |
| 告示 | ○ 三重県教育委員会公印規則による公印の新調 | 教育総務課 | 2頁 |
| 訓令 | ○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 | 教職員課 | 3頁 |
| | ○ 県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令 | 福利・給与課 | 5頁 |
| 公告 | ○ 公立幼稚園の廃止届の受理 | 学校経理・施設課 | 6頁 |
| | ○ 公立幼稚園の位置変更届の受理 | 学校経理・施設課 | 7頁 |
| | ○ 公立学校の廃止届の受理 | 学校経理・施設課 | 7頁 |
| | ○ 公立学校の設置届の受理 | 学校経理・施設課 | 8頁 |
| | ○ 公立学校の位置変更届の受理 | 学校経理・施設課 | 8頁 |
| 人事異動 | ○ 三重県地方産業教育審議会委員の異動について | 高校教育課 | 9頁 |

規則

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 森 脩 夫

三重県教育委員会規則第九号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

第六条中第二号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 三重県教育改革推進会議に関すること。

第六条中第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の五に規定する協議会に関すること。

第十二条第四号中「高等学校」を「高等学校及び中等教育学校（後期課程）」に改め、同条第六号中「市町等立小学校及び中学校」を「市町等立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市町等立小中学校」という。）」に改める。

第十二条第一号中「市町等立幼稚園、小学校及び中学校」を「市町立幼稚園及び市町等立小中学校」に改める。

第十九条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 PTA・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）の施行に関すること。

第二十二条第一号及び第二号中「市町等立小学校及び中学校」を「市町等立小中学校」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 森 脩 夫

三重県教育委員会規則第十号

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会公印規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。
別表地域機関及び教育機関の長印の項中「城山特別支援学校章の実分校（一）」を「かがやき特別支援学校章の実分校（一）」に改め、同表出納員印の項中「城山特別支援学校章の実分校（一）」を「かがやき特別支援学校章の実分校（一）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

時 示

三重県教育委員会告示第9号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり新調します。

平成29年3月31日

三重県教育委員会

第1

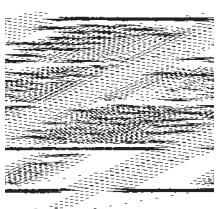
- 1 公印名 三重県立かがやき特別支援学校長印
2 寸法 方23ミリメートル
3 印影



- 4 使用範囲 公文書用
5 使用開始日 平成29年4月1日

第2

- 1 公印名 三重県立かがやき特別支援学校長印（二）
2 寸法 方23ミリメートル
3 印影

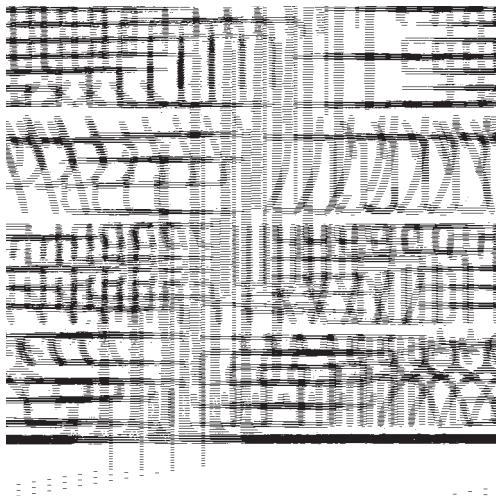


- 4 使用範囲 公文書用
5 使用開始日 平成29年4月1日

第3

- 1 公印名 三重県立かがやき特別支援学校印
2 寸法 方60ミリメートル

3 印 影



4 使用範囲

卒業証書用
5 使用開始日
平成29年4月1日

第4

- 1 公印名
三重県立かがやき特別支援学校出納員印
2 寸法
方21ミリメートル
3 印影



4 使用範囲

出納事務用
5 使用開始日
平成29年4月1日

第5

- 1 公印名
三重県立かがやき特別支援学校出納員印 (二)
2 寸法
方21ミリメートル
3 印影



4 使用範囲

出納事務用
5 使用開始日
平成29年4月1日

訓 令

教委訓第11号

局 中 一 般
教 育 関 係 機 関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成29年3月31日

三重県教育委員会委員長 森 脇 健 夫

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1共通決裁事項(1)一般事務の表第7項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

| | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|---|---|---|--|--|--|-------|
| 13 勤務時間規則第12条の規定による介護休暇の指定期間の指定 | | | | | | | | |
| (1) 本庁の部長職、本庁の次長及び本庁の次長職に係るもの | ○ | | | | | | | |
| (2) 本庁の課長及び本庁の課長職（課内に置かれるものを除く。）に係るもの | | ○ | | | | | | |
| (3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの | | | | | | | | |
| ア 本庁に係るもの | | | ○ | | | | | |
| イ 地域機関に係るもの | | | | ○ | | | | 各地域機関 |

別表第2個別決裁事項(4)教職員課の表第1項及び第2項第1号中「主査の職」を「主査の職、主任の職」に改め、同表第3項第12号を削り、同表第7項第2号中「市町立小中学校」を「市町等立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市町等立小中学校」という。）」に改め、同表第13項中「市町立小中学校」を「市町等立小中学校」に改め、同表第16項を削る。

同表(13)社会教育・文化財保護課の表に次の1項を加える。

| | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|--|--|--|
| 8 P T A ・ 青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）の施行に関する事務 | 1 法第3条の規定による共済事業の認可 | | ○ | | | | | |
| | 2 法第6条の規定による共済規程の変更の承認 | | | ○ | | | | |
| | 3 法第11条の規定による資金運用等の許可 | | | ○ | | | | |
| | 4 法第14条の規定による業務報告書の受理 | | | ○ | | | | |
| | 5 法第15条の規定による共済事業の廃止の承認 | | ○ | | | | | |
| | 6 法第16条の規定による共済団体の合併の承認 | | ○ | | | | | |
| | 7 法第17条の規定による報告又は資料の提出の要求 | | | ○ | | | | |
| | 8 法第18条の規定による立入検査の実施 | | | ○ | | | | |
| | 9 法第19条の規定による共済規程の変更命令 | | | ○ | | | | |
| | 10 法第19条の規定による業務改善計画の提出・変更及び業務停止命令 | | | ○ | | | | |
| | 11 法第20条の規定による認可の取消し | | ○ | | | | | |
| | 12 P T A ・ 青少年教育団体共済法施行規則（平成22年文部科学省令第24号）第39条の規定による届出の受理 | | | ○ | | | | |

同表(15)市町教育支援・人事担当の表第1項中「市町立小中学校」を「市町等立小中学校」に改め、同表第2項中「法」を「地方公務員法」に、「小中学校」を「市町等立小中学校」に改め、同表第3項中「小中学校」を「市町等立小中学校」に改め、同表第6項中「講習規則」を「免許状更新講習規則」に、「小中学校」を「市町等立小中学校」に改め、同表に次の1項を加える。

| | | | | | | | | | |
|---|---------------|------------------|--|--|---|--|--|--|--|
| 7 | 死亡叙位・叙勲に関する事務 | 死亡叙位・叙勲の受章候補者の推薦 | | | ○ | | | | |
|---|---------------|------------------|--|--|---|--|--|--|--|

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

教委訓12号

県立学校

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成29年3月31日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和54年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

| 校種 | 職員 | 品目 | 数量 | 貸与期間 | 摘要 |
|--|----------------------|----------|----|------|----------------|
| 高等学校 | 技術職員 海務員 機械操作手 | 作業服（上下） | 1 | 1 | 実習船に乗船する職員に限る。 |
| | | 夏シャツ | 1 | 1 | |
| | | 雨ガッパ | 1 | 1 | |
| | | 帽子 | 1 | 2 | |
| | | ゴム長靴 | 1 | 2 | |
| | 学校教育技術員 | 作業服（上下） | 1 | 2 | |
| | | 夏シャツ | 1 | 2 | |
| | | 防寒着 | 1 | 6 | |
| | 調理員 | 白衣又は白ズボン | 2 | 1 | |
| | | 白帽又は三角巾 | 1 | 1 | |
| | | ゴム長靴 | 1 | 1 | |
| | | ゴム前掛 | 1 | 1 | |
| 視覚障害者 又は聴覚障 害者である 児童又は生 徒に対する 教育を主と して行う特 別支援学校 | 栄養教諭 学校栄養職員 | 白帽又は三角巾 | 1 | 2 | |
| | | ゴム長靴 | 1 | 5 | |
| | | 白衣 | 1 | 2 | |
| | 自動車運転手 | 作業服（上下） | 1 | 2 | |
| | | 夏シャツ | 1 | 2 | |
| | | ゴム長靴 | 1 | 5 | |
| | 学校教育技術員 | 作業服（上下） | 1 | 2 | |
| | | 夏シャツ | 1 | 2 | |
| | | 防寒着 | 1 | 6 | |
| | 調理員 | 白衣又は白ズボン | 2 | 1 | |

| | | | | | |
|--|-----------------------------|---------------|---|---|----------|
| 知的障害者、 肢体不自由 者又は病弱 者（身体虚 弱者を含む。） である児童 又は生徒に 対する教育 を主として 行う特別支 援学校 | 調理員 | 白帽又は三角巾 | 1 | 1 | |
| | | ゴム長靴 | 1 | 1 | |
| | | ゴム前掛 | 1 | 1 | |
| | 寄宿舎指導員 | トレーニングウェア（上） | 1 | 4 | |
| | | トレーニングウェア（下） | 1 | 2 | |
| | 教員 実習助手 寄宿舎指導員 介助員 | トレーニングウェア（上下） | 1 | 2 | 栄養教諭を除く。 |
| | 栄養教諭 学校栄養職員 | 白帽又は三角巾 | 1 | 2 | |
| | | ゴム長靴 | 1 | 5 | |
| | | 白衣 | 1 | 2 | |
| | 自動車運転手 | 作業服（上下） | 1 | 2 | |
| | | 夏シャツ | 1 | 2 | |
| | | ゴム長靴 | 1 | 5 | |
| | 学校教育技術員 | 作業服（上下） | 1 | 2 | |
| | | 夏シャツ | 1 | 2 | |
| | | 防寒着 | 1 | 6 | |
| | 調理員 | 白衣又は白ズボン | 2 | 1 | |
| | | 白帽又は三角巾 | 1 | 1 | |
| | | ゴム長靴 | 1 | 1 | |
| | | ゴム前掛 | 1 | 1 | |

備考 作業服の貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を2とする。この場合において作業服の最初の貸与期間は、この表の貸与期間の欄中「1」とあるのは「2」と、「2」とあるのは「3」とする。

附 則
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

公 告

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

平成29年3月31日

三 重 県 教 育 委 員 会

| 名 称 | 廃止しようとする日 | 廃 止 の 理 由 |
|------------|------------|----------------------|
| 四日市市立納屋幼稚園 | 平成29年3月31日 | 休園しており今後も再開の見込みがないため |
| 四日市市立橋北幼稚園 | 平成29年3月31日 | 四日市市立橋北こども園を設置するため |
| 四日市市立塩浜幼稚園 | 平成29年3月31日 | 四日市市立塩浜こども園を設置するため |

公立幼稚園の位置変更届を次のとおり受理しました。

平成29年3月31日

三重県教育委員会

| 名称 | 位置 | | 変更しようとする日 | 位置変更の理由 |
|-----------|-----|-------------------|-----------|--------------------------------------|
| 菰野町立朝上幼稚園 | 変更前 | 三重郡菰野町大字田光4293番地 | 平成29年4月1日 | 朝上地区において、幼稚園を保育園に移転し、幼保一体化園として開園するため |
| | 変更後 | 三重郡菰野町大字田光3306番地2 | | |

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成29年3月31日

三重県教育委員会

| 名称 | 廃止しようとする日 | 廃止の理由 |
|-------------|------------|---|
| 伊勢市立二見小学校 | 平成29年3月31日 | 学校を統合するため |
| 伊勢市立今一色小学校 | | |
| 伊勢市立宮川中学校 | | |
| 伊勢市立沼木中学校 | | |
| 鳥羽市立桃取小学校 | 平成29年3月31日 | 鳥羽小学校と統合するため |
| いなべ市立東藤原小学校 | 平成29年3月31日 | 適正規模・適正配置の観点から、藤原町内の小学校5校を廃止し、新たに小学校1校を設置するため |
| いなべ市立西藤原小学校 | | |
| いなべ市立白瀬小学校 | | |
| いなべ市立立田小学校 | | |
| いなべ市立中里小学校 | | |
| 志摩市立波切小学校 | 平成29年3月31日 | 「志摩市立小中学校再編基本計画」に基づき再編統合するため |
| 志摩市立船越小学校 | | |
| 志摩市立片田小学校 | | |
| 志摩市立布施田小学校 | | |
| 志摩市立和具小学校 | | |
| 志摩市立越賀小学校 | | |
| 志摩市立御座小学校 | | |

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

平成29年3月31日

三重県教育委員会

| 名 称 | 位 置 | 設置しようとする日 | 設 置 の 理 由 |
|-----------------|----------------|---------------|---|
| 伊勢市立二見浦小学校 | 伊勢市二見町莊1500番地 | 平成29年 4月1日 | 二見小学校と今一色小学校を統合し、新たに二見浦小学校を設置するため |
| 伊勢市立 伊勢宮川中学校 | 伊勢市二俣4丁目5番3号 | 平成29年 4月1日 | 宮川中学校と沼木中学校を統合し、新たに伊勢宮川中学校を設置するため |
| いなべ市立藤原小学校 | いなべ市藤原町市場491番地 | 平成29年 4月1日 | 適正規模・適正配置の観点から、藤原町内の小学校5校を1校に統合し、藤原小学校を設置するため |
| 志摩市立大王小学校 | 志摩市大王町波切877番地3 | 平成29年 4月1日 | 「志摩市立小中学校再編基本計画」に基づき再編統合し、大王小学校、志摩小学校を開校するため |
| 志摩市立志摩小学校 | 志摩市志摩町和具314番地1 | | |

公立学校の位置変更届を次のとおり受理しました。

平成29年3月31日

三重県教育委員会

| 名 称 | 位 置 | | 変更しようとする日 | 位置変更の理由 |
|----------------|-----|----------------|---------------|---------|
| 伊勢市立 修道小学校 | 変更前 | 伊勢市久世戸町5番地 | 平成29年 4月1日 | 誤謬訂正のため |
| | 変更後 | 伊勢市久世戸町5番地1 | | |
| 伊勢市立 佐八小学校 | 変更前 | 伊勢市佐八町2287番地 | 平成29年 4月1日 | 誤謬訂正のため |
| | 変更後 | 伊勢市佐八町2278番地12 | | |
| 伊勢市立 宮山小学校 | 変更前 | 伊勢市旭町349番地 | 平成29年 4月1日 | 誤謬訂正のため |
| | 変更後 | 伊勢市旭町319番地 | | |
| 伊勢市立 浜郷小学校 | 変更前 | 伊勢市黒瀬町1648番地 | 平成29年 4月1日 | 誤謬訂正のため |
| | 変更後 | 伊勢市黒瀬町1648番地1 | | |
| 伊勢市立 豊浜東小学校 | 変更前 | 伊勢市東豊浜町299番地 | 平成29年 4月1日 | 誤謬訂正のため |
| | 変更後 | 伊勢市東豊浜町299番地1 | | |
| 伊勢市立 北浜小学校 | 変更前 | 伊勢市村松町3292番地 | 平成29年 4月1日 | 誤謬訂正のため |
| | 変更後 | 伊勢市村松町3285番地1 | | |

| | | | | |
|----------------|-----|------------------|--|-------------------------------------|
| 伊勢市立 城田小学校 | 変更前 | 伊勢市上地町1478番地1 | | |
| | 変更後 | 伊勢市上地町1494番地 | | |
| 伊勢市立 倉田山中学校 | 変更前 | 伊勢市神田久志本町1645番地 | | 誤謬訂正のため |
| | 変更後 | 伊勢市神田久志本町1645番地2 | | |
| 伊勢市立 港中学校 | 変更前 | 伊勢市竹ヶ鼻町100番地 | | |
| | 変更後 | 伊勢市竹ヶ鼻町78番地10 | | |
| 伊勢市立 城田中学校 | 変更前 | 伊勢市栗野町777番地 | | |
| | 変更後 | 伊勢市栗野町472番地 | | |
| 伊勢市立 五十鈴中学校 | 変更前 | 伊勢市中村町458番地 | | 教育環境の改善を図るための 新校舎建設に伴い移転するた め |
| | 変更後 | 伊勢市中村町444番地 | | |
| 鳥羽市立 神島小学校 | 変更前 | 鳥羽市神島町388番地3 | | |
| | 変更後 | 鳥羽市神島町358番地3 | | |
| 鳥羽市立 神島中学校 | 変更前 | 鳥羽市神島町388番地3 | | |
| | 変更後 | 鳥羽市神島町358番地3 | | |

人 事 異 動

三重県地方産業教育審議会条例（昭和26年三重県条例第24号）第2条第2項の規定により、次のとおり三重県地方産業教育審議会委員の異動を行いました。

平成29年3月31日

三重県教育委員会

1 退 任

- (1) 氏 名 黒田 美和
- (2) 退任年月日 平成29年3月23日

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社